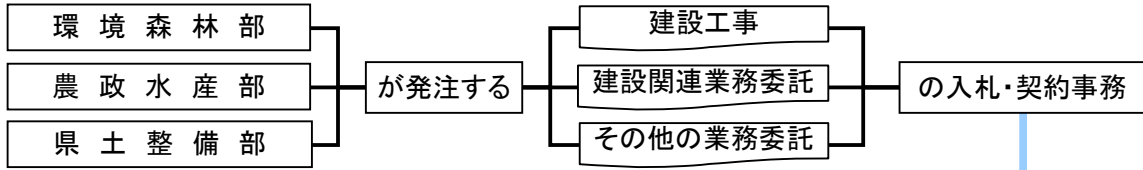
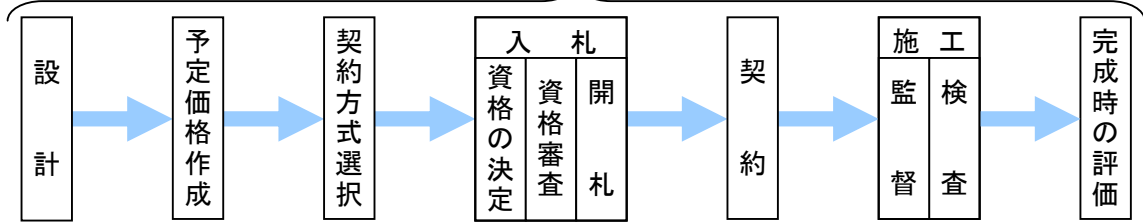


「宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部入札・契約綱紀保持要綱」の概要

要綱の対象



対象となる事務



職員の責務

関係法令の遵守  
(第3条関係)

情報管理の徹底  
(第5条関係)

事業者と公正・適正な対応  
(第6条関係)

- ・情報管理の徹底
- ・目的外使用の禁止
- ・無断持ち出しの禁止

・公正かつ適正な対応

・複数の職員での対応

《具体的取組の例》

- ・掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨の周知
- ・担当職員が事業者と応接するための場所の確保

抵触する行為を確認した場合

報告書の作成

綱紀保持責任者  
(=各所属の長)

報告

綱紀保持担当課の長  
(=環境森林課、農政企画課、管理課の長)

調査

是正措置

再発防止策

※ 談合情報を把握した場合

談合情報対応マニュアル

※ 働きかけを受けた場合

公共工事に係る入札・契約業務等に関する働きかけについての取扱い要領